

資料2

府中市特別支援教育協議会規則

平成27年3月19日

教育委員会規則第5号

改正 令和3年3月29日教委規則第2号

改正 令和6年11月28日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例(平成27年3月府中市条例第1号)第9条の規定に基づき、府中市特別支援教育協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 特別支援学級を設置している府中市立学校の校長 2人以内
- (2) 難聴・言語障害通級指導学級を設置している府中市立学校の校長 1人
- (3) 特別支援教室の拠点校となっている府中市立学校の校長 2人以内
- (4) 学識経験を有する者 2人以内
- (5) 東京都立特別支援学校の校長 2人以内
- (6) 府中市立学校の児童又は生徒の保護者 2人以内

(委員長及び副委員長)

第3条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会の部会(以下この条において「部会」という。)に属すべき委員は、委員長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月29日教委規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和6年11月28日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。